

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件
原告 八木橋健太郎
被告 国

証拠説明書

令和6年9月5日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

輿水将利 

野澤雅宏 


古瀧孝明  代

五十嵐雅子  代

内城良  代

廣田和俊  代

川崎洋史  代

堀川武紘  代

鈴木剛  代

関俊吾  代

浅野隆教  代

略称は、答弁書等の例による。

号証	標目 (作成者)		作成 年月日	立証趣旨
乙73	食料給与規程 (法務大臣)	写し	H7.3.17	適正な食料を給与するための必要な基本的事項を定めた訓令の存在及び内容。
乙74	被収容者に対するパンの給与について (平成30年3月12日矯医44矯正局長通達) (矯正局長)	写し	H30.3.12	自所加工を行う矯正施設の場合は、原則として1日1回パンを給与することができるものとされていること。
乙75	作業報奨金の計算等について (令和3年4月1日本件センター長達示26号) (本件センター長)	写し	R3.4.1	昇等区分(A作業ないしC作業)の詳細等を定めた本件センター長達示の存在及び内容。
乙76	本件センター処遇審査会議事録(抜粋) (本件センター)	写し	R3.11	令和3年11月9日の本件センター処遇審査会において、同月11日付けで原告の作業職種に昇等区分A作業に当たる運搬係を追加指定することとしたこと。
乙77	作業報奨金通達(乙40)の別表1 (矯正局長)	写し	H18.5.23	昇等の基準を定めた依命通達の存在及び内容。
乙78	「「喜連川社会復帰促進センターにおける処遇調査等に関する実施細則」の制定について」の改正について (令和3年3月23日本件センター長達示13号) (本件センター長)	写し	R3.3.23	本件センターにおいては、処遇審査会で被収容者の作業職種を指定することとされていること。
乙79	新型コロナ感染対策マニュアル(別紙は省略) (本件センター長)	写し	R3.3.8	本件センターが、新型コロナウイルス感染症対策を講じていたこと。
乙80	東京高裁令和2年9月30日判決 (東京高裁)	写し	R2.9.30	懲罰処分の有無が優遇区分の指定に直接影響するものではないこと。

る連絡等から、被害者又はその遺族の所有に係る物であり、被害者又はその遺族が返還を希望していることが容易に認められるもの

2 取扱要領

- (1) 上記1の押収物（以下「対象押収物」という。）については、被収容者に対し、被害者又はその遺族に返還するよう指導を試みる。指導に応じなかった場合には、視察表又は行動観察票等に記録を残すこと。
- (2) 被収容者が(1)による指導に応じなかった場合には、文書をもって、被害者又はその遺族に対しその旨を連絡するとともに、返還を希望するか否かを確認すること。その際、被害者又はその遺族が返還を希望する場合、施設としては民事上の権利関係に介入できないので、被害者又はその遺族において法的措置等の手だてを講じる必要がある旨を付言すること。
- (3) 対象押収物（(1)の指導に応じた物及び(2)の連絡に対し被害者又はその遺族が返還を希望しない旨の意思を明示した物を除く。以下(4)及び(5)において同じ。）については、被収容者が被害者又はその遺族以外の者への交付を願い出てもこれを許可せず、領置を継続し、廃棄を願い出ても別途保管すること。
- (4) 被収容者が廃棄を願い出た対象押収物を別途保管している場合、裁判所の民事上の判断その他の理由により、被害者又はその遺族の所有に属することが明らかとなった時点において、これらの者に返還すること。被害者又はその遺族が文書又は口頭で返還を希望しない旨の意思を明示したときは、廃棄して差し支えない。
- (5) 対象押収物を領置している被収容者が刑終了等で出所又は出院する時期が近づいた際には、被害者又はその遺族に連絡して法的措置を採るよう勧めるなど、その権利を行使する機会を確保するための方策を講じることを検討すること。その際、必要があれば、関係検察庁と相談すること。
- (6) 以上の取扱いについて、疑義が生じた場合には、当

局（成人矯正課）及び矯正管区に内談すること。
 (7) 対象押収物が被収容者に還付された場合の概要及びそのてん末については、当局（成人矯正課）及び矯正管区に報告すること。

○矯正施設被収容者食料給与規程

〔平成 7. 3. 17
 矯医訓 659 法務大臣訓令〕

改正 平成 8. 2 矯医訓303、平成 9. 2 矯医訓304、平成 10. 3 矯医訓649、平成11. 3 矯医訓803、平成12. 3 矯医訓587、平成14. 12 矯医訓5653、平成18. 3 矯医訓2078、平成27. 3 矯医訓 1、令和 4. 3 矯総訓 2

矯正施設被収容者食料給与規程を次のように定める。

矯正施設被収容者食料給与規程

- 第1条 この規程は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）に収容された者（以下「被収容者」という。）に対し、適正な食料を給与するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 第2条 被収容者に給与する主食は、米麦又はその他適当な代替品とする。
- 第3条 被収容者に給与する主食の区分及び一人一日当たりの給与熱量は、次のとおりとする。

	主食 区分	給与熱量 (Kcal)	
		男	女
刑 務 所	A食	1,600	1,400
	B食	1,300	1,200
	C食	1,200	1,100
少年刑務所	20歳以上	甲食	1,700
		乙食	1,500
拘 置 所	20歳未満	甲食	1,700
		乙食	1,500
少 年 院	—	1,700	1,400
少年鑑別所	—	1,500	1,200
婦人補導院	—	—	1,200

第4条 被収容者に給与する主食及び副食の一人一日当たりの標準栄養量は、次のとおりとする。

		性	主食 区分	熱量 [Kcal]	たんぱく質 [g]	脂 質 [g]	Ca [mg]	V. A [μg RE]	V. B ₁ [mg]	V. B ₂ [mg]	V. C [mg]
刑務所 少年刑務所 拘置所	20 歳 以上	男	A	2,620 (1,020)	90.0 (60)	58.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
			B	2,320 (1,020)	84.0 (60)	56.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
			C	2,220 (1,020)	82.0 (60)	56.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
	女	A	2,300 (900)	81.0 (55)	52.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	
		B	2,100 (900)	77.0 (55)	51.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	
		C	2,000 (900)	75.0 (55)	50.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	
	20 歳 未 満	男	甲	2,830 (1,130)	97.0 (65)	68.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)
			乙	2,630 (1,130)	93.0 (65)	67.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)
		女	甲	2,400 (1,000)	84.0 (58)	57.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
乙			2,200 (1,000)	80.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	
少 年 院	男		2,830 (1,130)	101.0 (70)	68.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)	
	女		2,400 (1,000)	84.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.40 (1.00)	100 (100)	
少年鑑別所	男		2,610 (1,110)	97.0 (70)	67.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)	
	女		2,200 (1,000)	80.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.40 (1.00)	100 (100)	
婦人補導院	女		2,090 (890)	77.0 (55)	51.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	

※ () 内は副食の標準栄養量

第5条 矯正施設の長は、被収容者の養育する子に給与する食料については、医師の意見を聴き、適宜これを定めることができる。

附 則

- この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 少年食料給与規程（昭和24年矯総甲第43号法務総裁訓令）、収容者食料給与規程（昭和24年矯保甲第47号法務総裁訓令）、外国人収容者食料給与規程（昭和26年矯保甲第203号法務府訓令）及び婦人補導院食糧給与規程（昭和33年矯正甲第317号法務大臣訓令）は、廃止する。

附 則 [平成8.2.15矯医訓303]

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 [平成9.2.17矯医訓304]

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 [平成10.3.17矯医訓649]

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 [平成11.3.16矯医訓803]

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 [平成12.3.2矯医訓587]

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 [平成14.12.25矯医訓5653]

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 [平成18.3.30矯医訓2078]

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成27.3.31矯医訓1]

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [令和4.3.28矯総訓2]

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

○被収容者に対するパンの給与について(通達) 〔平成30. 3.12 矯医44矯正局長通達〕

改正 令和 2. 3矯医47、令和 4. 3矯医48
標記について、下記のとおり定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その運用に当たっては、遺漏のないよう配慮願います。

なお、平成29年3月3日付け法務省矯医第25号当職通達「被収容者に対するパンの給与について」は廃止します。

記

- 1 パンの製造は、自所(院)加工又は外部委託加工によるコッペパン、食パン等とし、その原料費及び加工費は全て被収容者食糧費(給食業務を民間委託している矯正施設(支所、分院又は分所(以下「支所等」という。))の全部又は一部のみ給食業務を民間委託している場合における当該支所等を含み、支所等の全部又は一部を除き給食業務を民間委託している場合における当該支所等を除く。以下「民間委託施設」という。)にあっては、委託費)をもって処理する。
- 2 パンの製造を外部委託加工する矯正施設にあっては、外部委託加工の経費より市販パンの購入価格が廉価で、かつ、当該市販パンが主食の代替品として適当と認められるものであるときに限り、当該市販パンを購入することができる。ただし、民間委託施設にあっては、予算の範囲内で適当と認められる限り、上記のような価格の比較によることなく、市販パンを購入することができるものとする。
- 3 民間委託施設及び購入した弁当を給与している矯正施設(支所等の全部又は一部のみ購入した弁当を給与している場合における当該支所等を含み、支所等の全部又は一部を除き購入した弁当を給与している場合における当該支所等を除く。以下「弁当給与施設」という。)を除

いた矯正施設におけるパンの給与は、別表の区分ごとに定める各回数を超えない範囲とする。なお、民間委託施設及び弁当給与施設にあっては、特に回数制限なく、その予算の範囲内で適切にパンを給与することができるものとする。

別表

区 分	自所(院)加工による場合	外部委託加工又は市販購入による場合
刑事施設 20歳以上	1日1回	5日1回
20歳未満	1日1回	1週2回
少年院	1日1回	1週2回
少年鑑別所	1日1回	1週2回
婦人補導院	1日1回	1週2回

○収容者の正月用特別主食の給与について

〔昭和四五・一一・一四 矯正甲一三九矯正局長・会計課長通達〕

収容者の正月用主食については、従来、米麦混炊で給与していたが、今後は正月三日間に限り、特に米食給与が認められることになったから、丁知ありたく、通知する。

おつて、この場合の一日一人当たりの主食量は、従来の主食中の米の量に、従来の麦の量の総熱量を内地米に換算した量を加えたものとする。